

第20回にしはりま循環型社会拠点施設環境保全委員会会議録

日時 令和6年11月15日（金）午後2時～

場所 にしはりまクリーンセンター管理棟1階会議室

○開会

○委員長・副委員長の選任について

○事務局

失礼します。それでは、定刻が参りましたので、ただ今から第20回にしはりま循環型社会拠点施設・環境保全委員会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、本日の環境保全委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

日頃は、にしはりま環境事務組合の施設管理・運営につきまして、御理解を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

にしはりまクリーンセンターは、皆様方の御理解・御協力によりまして平成25年4月より供用開始して、今年で、12年目に入っております。

この環境保全委員会は、にしはりまクリーンセンターの稼働に伴う周辺環境の保全を図るために設置されており、毎年11月頃に開催させていただいております。

本日の協議内容につきましては、例年のとおり施設の運営状況・令和5年度生活環境影響調査の結果報告及び令和7年度の計画についてと、赤穂市の可燃ごみの受入れについて協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料としましては、次第、資料1の施設運営状況、資料2の生活環境影響調査結果報告書、資料3の事後監視調査計画、資料4の赤穂市美化センター可燃ごみの受入れについて、資料5環境保全委員名簿、資料6事務局等名簿、資料7環境保全委員会設置要綱になります。

以上、ありますでしょうか。

では、最初に環境保全委員会委員の選任について御説明させていただきます。

資料5の環境保全委員会、委員名簿のとおり、環境保全委員会設置要綱の第4条に基づきまして、本年度より新たに2年任期で環境保全委員に学識経験者・地域・圏域の代表者の方、また行政関係の皆様方を選任し、委嘱させていただいております。委嘱状については机上に配布しておりますので、御確認ください。どうぞ、よろしく願いいたします。

今年度より新しく選任されていますのが、2号委員では、南広三原自治会の船引様、南広西大畑自治会宇多様、3号委員では、上郡町中堀様、4号委員では、兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所、山名様になります。

本日欠席の委員ですが、2号委員の山本様、から欠席の連絡を受けております。

本日、出席の方々の紹介でございますが、時間の都合もありますので、環境保全委員の方のみ事務局より名簿順に紹介をさせていただきます。

1号委員・学識経験者・大阪市立大学・野邑名誉教授でございます。同じく兵庫県立大学増原直樹准教授でございます。

周辺地域住民代表の2号委員、船引様です。同じく藤東様です。山本様です。宇多様です。上谷様です。谷口様です。

組合圏域住民代表の3号委員、たつの市 伊藤様です。宍粟市 春名様です。上郡町 中堀様です。佐用町 新田様です。

関係行政の4号委員、兵庫県西播磨県民局・県民躍動室環境参事 津田様です。兵庫県企業庁・播磨科学公園都市まちづくり事務所長 山名様です。 以上でございます。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。次第2番、委員長・副委員長の選任についての説明を申し上げます。先ほど言いましたとおり、本年度より新たに2年任期で皆様方に委員になっていただいております。環境保全委員会設置要綱の第5条2項により委員長・副委員長は第1号委員の互選によって定めとなっておりますので、事務局としましては、今まで通り、第1回環境保全委員会から委員長をして頂いております、大阪市立大学・野邑名誉教授に委員長を、兵庫県立大学・増原准教授に副委員長を、引き続きお願いしたいと考えておりますので、これで、よろしいでしょうか皆様にお伺いいたします。

○委員

異議なしの声

○事務局 ありがとうございます。

○委員長あいさつ

○事務局 つぎに次第の3番、開会にあたりまして委員長よりごあいさつをお願いします。

○委員長 野邑でございます。皆さん、お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。顔見知りの方も結構おられますけれども、新しい方もおられますが、考えてみますと、もうこの施設が出来て十年目です。我々が委員会を設置すると言って動き出して、それまでに7年かかりましたので、もうかれこれ20年近く経ちました、皆さんの御協力のもとで動いてきました。

今後、この焼却場が安定して動くように保全か、改善してから更に改修まで行くと思います。またお金が掛かりますが、保全していくか、改修していくかということが、今後の大きな課題になってくると思います。

この保全委員会が、シャンシャンと終われば、何も問題がなかったということになりますので、それが一番いいと思っています。何か事があると、大変ですので、皆さんの御協力をいただきながら安全・安心に運営していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○ 報告・協議

○事務局 続きまして、四番の協議内容について、ここからの議事進行につきましては、環境保全委員会設置要綱第六条に基づきまして、委員長が議長を行うこととなっておりますので、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○令和5年度施設運営状況、施設見学状況について

○委員長 それでは、協議事項に移りたいと思います。1番令和5年度施設運営状況、施設見学状況について事務局から説明願ひます。

○事務局 (1) 令和5年度施設運営状況、施設見学状況について御説明申し上げます。

資料1の1ページの表「(1) ごみ搬入状況」を御覧ください。

表の下から2行目、右から4列目の年間合計量を御覧ください。

ごみ全体では、2万1,442tで、前年度(2万2,166t)から約724t、3.3%の減となっておりますが、前年度と同程度となっております。

次に2ページをご覧ください。

一番上の表「(2) 熱回収施設処理状況」の4行目の「③焼却ごみ処理量」の欄を御覧ください。年間で2万1,178tを焼却処理しており、前年度比、約883t、4.4%の増となっております。焼却炉の稼働率につきましては、85.0%(前年度81.4%)となっております。

次に2番目の表「(3) 発電施設稼働状況」を御覧ください。

4行目の「③売電量」は234万2,910kwhで、9行目の「⑧売電収益」は、3,296万4,395円で前年度並みの収益となっております、11.1%、約329万円の増となっております。

次に一番下の表「(4) 焼却灰・不燃残渣」の6行目の「③計(焼却灰)」の欄を御覧ください。焼却灰の発生量は、2,628tで、前年度比1%、25.55tの増となっております。

次に3ページ「市町別ごみ種別搬入量」を御覧ください。

表の下から2行目の構成市町別ごみ搬入割合は、当該市町の人口比率とほぼ同じ割合となっております。また、令和4年度末の圏域全体の人口は、7万5,779人で、前年度(7万8,832人)から3,053人、3.9%の減となっております。

なお、表の右から4列目「その他、令和4年度」の欄に可燃ごみ、24.4tとありますのは、和4年11月にたつの市で発生した高病原性鳥インフルエンザの鶏1万2,200羽を焼却処分したもので、平成29年3月31日に兵庫県と県下の各市町、事務組合で締結した「鳥インフルエンザ発生時の防疫対策の協力に関する協定」に基づき実施しております。

次に4ページの「施設見学実績」を御覧ください。

令和5年度は、25件、452人の見学者となっております。新型コロナの影響により見学者が減少していましたが、新型コロナ以前に回復傾向にあります。

以上、施設の運営状況、施設見学状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員 高病原性鳥インフルエンザの鶏はどういう状態が入ってきますか

○カナデビア株式会社 ミッペールという、白い箱に入れられそれがパレットに、段々積み
の二段積み程度に積まれて、ラップで巻かれた状態で、トラックに入って、こちらの方にき
ます。入ってくる門の手前で、消毒してもらってから、クリーンセンターの熱回収の方にト
ラックを入れて、そこで荷下ろしします。先ほど申しました白い箱は、全部床に降ろした後
は、蓋が開かないように、蓋をガムテープで十字に巻いて完全にそこで密閉した状態でホイ
ストにより3階までつり上げて、そこで焼却の方に入ります。中身が露出することはない
です。

発生した場所でその箱に詰めて、何か所かチェックポイントがあるらしいのですが、そこで
消毒されて、ここに入ってきます。

なお、死んだ鳥ですので、蓋をしているとガスが発生するのだと思いますが、少し箱が膨ら
んだりしているような状態にはなっていません。

○委員 法令があるのですか。

○委員 家畜伝染予防法という法律があります。焼却・埋却という話がありますが、それは
地域の実情に応じてやりましょうということで、基本は焼却になっているかと思えます。

○委員 鳥以外のものも入ってくる可能性もあります。今後のことはわかりませんが。

○委員長 他に何かございませんか？

○委員 市町別ごみの搬入量の中でたつの市だけ混合ビンが入っていますが、なぜ、分別せ
ず搬入されているのですか。

○事務局 ここが供用開始しました当初からの申し合わせのように聞いておりますけれど

も、たつの市さんの方がそういう収集の方法を選ばれておりますので、こちらの組合としても、そういう混合という形で受け入れた経緯があると聞いております。混合ビンは手作業で仕分けしております。

○委員 統一して、組合として決まっているのであれば、たつの市さんにも守ってもらう必要がある。

○委員 今後も同様に実施するのですか。

○事務局 それぞれの市町で実施している収集の統一は難しいと思われまして今のところ、今後も同様にやって参りたいと考えています。

○委員 しかし、他の市町は皆そのようにされているのだから、何とかたつの市さんにも協力して頂いたら、その分だけでも経費が少なくなるのと思います。

○事務局 協力いただけるように、今後協議を重ねてまいりたいと思いますので。次回報告します。

○委員長 他に何かございませんか。無いようですので、次の令和5年度事後監視調査報告について説明願います。

○令和5年度事後監視調査報告について

○事務局 (2) 令和5年度事後監視調査報告について御説明申し上げます。

資料2の「生活環境 影響調査、事後監視調査、調査報告書」の1ページを御覧ください。この調査は、計画に基づき、施設供用開始後の環境測定分析等を行い、生活環境 影響調査の予測及び評価結果を補い、必要に応じて、新たな環境保全措置を検討することを目的に実施しております。調査項目、時期、地点は、次の2ページの表のとおりで、令和5年度は供用開始11年目の調査となり、大気汚染及び水質汚濁について実施しております。

次に、各調査について御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

「大気汚染」調査につきましては、

1) 調査項目は、風向、風速及びダイオキシン類です。

2) 調査時期は、4ページの一番下に記載しているとおり、令和6年1月10日からの1週間です。

3) 調査地点は、5ページの図のとおり、三原、三ツ尾、久保、弦谷、光都の5地点です。

4) 調査方法は、6ページの表に示す方法で実施しております。

5) 調査結果につきましては、いずれも環境基準値を下回っており、アセス予測結果及び供用開始前と同程度、もしくはそれを下回る値となっております。また、供用開始10年目までの結果及び兵庫県内における令和4年度の年平均値との比較においても、それを下回る値となっております。

次に、7ページを御覧ください。三原地区の結果及びグラフとなります。

表の真ん中の「供用開始11年目」欄が、今回の調査の数値で、下のグラフの一番上にある赤い線が環境基準値0.6、グラフ右下側にある緑色の■印が今回の調査の数値を示しており、環境基準値を大きく下回る結果となっております。

次の8ページから11ページは、「三ツ尾地区」、「久保地区」、「弦谷地区」、「光都地区」それぞれの結果及びグラフとなっており、各地区におきましても同様の結果となっております。12ページは、全地区の結果をまとめた表となっております。

次の13ページからは調査期間中の風配図で、今回の調査分は17ページの図のとおりとなっております。

次に、18ページを御覧ください。

「(2) ダイオキシン類 環境 保全措置の実施状況」につきましては、煙突排ガスの保全対策として、適切な排ガス処理を行い、排ガス濃度を維持管理基準値以下にして、排出しております。排ガス濃度を年4回測定した結果、維持管理基準値以下となっており、結果の詳細につきましては、1号炉が22ページの表、2号炉が26ページの表となっております。

次に、32ページの表を御覧ください。

「(3) 廃棄物運搬車両の走行台数」につきましては、表の左から4列目「公営・許可車両」の欄のとおり、日平均60台から68台となっており、周辺地区との申し合わせによる計画走行台数110台を大きく下回っております。

次に、33ページを御覧ください。

「水質汚濁」調査につきましては、

1) 調査項目は、生活環境項目等とし、水質環境基準の改正により、供用開始10年目以降は、大腸菌群数から大腸菌数に変更しています。

2) 調査時期は、このページの一番下に記載のとおり令和6年1月10日です。

3) 調査地点は、34ページの図のとおり、調整池及び鞍居川流入部の2地点、

4) 調査方法は、35ページの表に示す方法で実施しております。

5) 調査結果につきましては、36、37ページの表のとおり、2地点ともに、BOD、CODは、環境保全目標値を下回る値となっております。

36ページは調整池、37ページは鞍居川流入部の結果となります。

「大腸菌数」については、それぞれの表の下から5段目の欄となりますが、環境基準値300のところ、調整池5、鞍居川流入部92となっており、大きく下回る結果となっております。

また、40ページの下段の表は、2地区のBOD、COD、T-Nの結果をまとめた表となっております。

以上、「令和5年度事後監視調査報告」についての説明を終わらせていただきます。

○**委員長** 御意見御質問等ございませんか。無いようですので、次の) 令和7年度事後監視調査計画について説明願います。

○**令和7年度事後監視調査計画について**

○**事務局** (3) 令和7年度事後監視調査計画について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。調査計画はこれまで3年毎に見直しを行っておりますが、現在のこの計画で令和7年度も実施する予定です。令和8年度以降については、今後の調査の結果をもとに計画の見直しも調査研究してまいりたいと考えております。

また、今年度の調査につきましても、この計画に基づき令和7年2月13日から1週間、実施する予定でございます。対象自治会の皆様には本日依頼文書を机上に配布しております。御協力をお願いします。

以上、「令和7年度事後監視調査計画」についての説明を終わらせていただきます。

○**委員長** 御意見御質問等ございませんか。

○**委員** 委嘱の件ですが、前任の任期末から本日まで委員が不在の時期があるのですね。これまでも同様に実施していましたが、過去の状況を調査して、今後は検討願いたい。

○**事務局** 過去の状況を調査して研究します。

○**委員長** 外に何かございませんか。

無いようですので、委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○**閉会**